

# 保険医療機関及び保険医療養担当規則に定める掲示事項

## 1、入院基本料に係る届出内容の概要（看護要員の対患者割合、看護要員の構成）

- ① ・急性期一般入院料1を算定しております。（2A・3A・3B・3C・4A・4C病棟）  
当該病棟は、一日につき入院患者さん7人に対して1以上の看護職員が勤務しています。
  - ・地域包括ケア病棟入院料2を算定しております。（4B病棟）  
当該病棟は、一日につき入院患者さん13人に対して1以上の看護職員が勤務しています。
  - ・ハイケアユニット入院医療管理料1を算定しております。（HCU病棟：12床）  
当該病棟は、一日につき入院患者さん4人に対して1以上の看護職員が勤務しています。
  - ・脳卒中ケアユニット入院医療管理料を算定しております。（SCU病棟：3床）  
当該病棟は、一日につき入院患者さん3人に対して1以上の看護職員が勤務しています。
- ※ なお、時間帯毎の看護職員の配置については、各病棟に掲示しております。
- ② 当院は、患者さんのご負担による付添看護は行っておりません。

## 2、選定療養費の徴収について

新小山市市民病院は地域医療の中核を担う「地域医療支援病院」という種類の病院として、地域の“かかりつけ医”と連携し、“かかりつけ医”では対応が困難な急性期や高度の治療・検査、手術が必要な患者さんを受け入れております。その後、状態が落ち着き次第“かかりつけ医”で治療を継続していただくことにより病院と診療所の役割分担を進めております。他の保険医療機関等からの紹介によらず、当院に直接来院した場合については初診に係る費用を徴収することになります。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、他の医療機関等からの紹介によらず来院した場合は、この限りではありません。

初診時の選定療養費	7,700円（税込）
再診時の選定療養費	3,300円（税込）
診療時間以外の時間における診察	7,700円（税込）

## 3、入院期間が180日を超える場合の費用の徴収について

同じ症状による通算のご入院が180日を超えますと、患者さんの状態によっては健康保険からの入院基本料15%が病院に支払われません。180日を超えた日からの入院が選定療養対象となり、1日につき以下の金額が特定療養費として患者さんのご負担となります。

一般病棟入院基本料（急性期一般入院料1）・・・一日につき 2,783円（税込）

ただし、15歳未満の患者さん、難病患者等入院診療加算に係る疾患及び状態、人工呼吸器を使用している状態等、厚生労働省が定める状態にある患者さんは、健康保険が適用されます。

ご不明な点については、医事課にお問い合わせください。

なお、ご入院時に過去3か月以内の入院の有無を確認しております。これは入院期間の日数の数え方が当院のみではなく、同じ病気や怪我で入院した場合は、他医療機関の入院期間も通算されるためです。当院で180日に達しなくても、他医療機関の入院期間を合算して180日を超えた場合には選定療養の対象となる場合があります。